

埼玉県入札参加停止措置業者一覧表(工事・物品)

令和8年4月9日現在

業者名	登録名簿	許可番号 (工事)	業者番号 (物品)	所在地	入札参加停止期間	入札参加停止の理由
株式会社トーニチコンサルタント	工事 物品	-	0000011855	東京都 渋谷区	R8.1.14 ~ R8.5.13 4か月	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。
日本交通技術株式会社	工事	-	-	東京都 台東区	R8.1.14 ~ R8.5.13 4か月	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。
大日コンサルタント株式会社	工事	-	-	岐阜県 岐阜市	R8.1.14 ~ R8.5.13 4か月	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。
株式会社一志工業	工事	11-041273	-	長瀬町	R8.2.3 ~ R8.5.2 3か月	当該業者は、警察本部が発注した工事について、正当な理由がないにもかかわらず主要部品に係る発注が遅れ、工期内での工事目的物の完成ができない旨を申し出たことから、これを受け発注者が契約解除を行った。 このことが、契約の相手方として不相当であると認められるため。